

2項目にわたり、一般質問いたします。

1) 1項目目は、2040年問題についてお聞きします。

(1-①-1)

①1点目は2040年問題の課題について質問します。

2040年問題とは、高齢化と人口減少が進行する中で想定されている社会的・経済的問題を指しています。この問題は、1970年代前半生まれの「団塊ジュニア」世代層が65歳以上となり、全人口に占める高齢者の割合が約35%に達することで、日本の社会や経済にさまざまな影響を及ぼす可能性があるという問題の総称です。

人口減少が加速し、労働力となる現役世代が減少するなか、医療や介護、子育て、そして年金などの社会保障費が増大する、ということ。

また高度経済成長期に都市部で整備された建物は、2040年に築年数が50年を超え、道路や橋、下水道などのインフラの老朽化により、今後の維持・管理費の増加が懸念されていること。

このような日本の急速な人口減少と少子・超高齢時代が及ぼす社会的・経済的背景のなかで、単身世帯が増加するという問題があります。

国立社会保障・人口問題研究所は、日本の世帯将来推計について、今後、一人暮らしの単身世帯が増え続けるという推計を公表しており、日本は「家族と同居するのが当たり前」という時代から大きく変容していくことが分かっています。

一人暮らしの単身世帯の割合は、2000年には全体の27%であったのが、2025年には40%を超えると推計され、その後も増加して50%に近づいていくと推計されています。その一方で、日本の家族形態のなかで最も多い「核家族」の割合はどんどん減少し、また未婚率の上昇も相まって、核家族世帯と単身世帯の差がかなり縮まるという見通しになっています。

この5年に1回行われる国立社会保障・人口問題研究所の今年の調査では、とりわけ中年層や高齢者の単身世帯が増加していく見通しであると指摘されてい

ます。65歳以上の単身世帯は、2020年には738万人であったのが、2040年には1,041万人と推計されています。

どのような社会になり、どのような課題があるのかを考え、社会や政治がいかに対応していかねばならないか、医療や福祉、地域やまちづくりのありかたを考えていくことは急務であると捉えています。

総務省では2017年から「自治体戦略2040構想研究会」を設置し、各自治体が抱える課題の整理や、新たな自治体行政の考え方を検討しているとのことですが、必ずしも現場の課題解決にはならないのではないか、と思われる部分があります。基礎自治体は国の方針を待つだけでよいのでしょうか。私たちもこれから待ち受けている社会課題に対して、何をすべきか、どのように備えていかねばならないのか、地域の具体的な課題について今から考え、国に求めていかねばならないものについても、しっかり検討していく必要があるのではないかと考えます。国立社会保障・人口問題研究所も、「課題は介護や医療だけではない。先を見越して対応を急がねばならない」というふうに警鐘を鳴らしています。

この問題は少子化対策と合わせて、重要課題であると考え、このたびの一般質問では**課題提起**として質問いたします。

はじめに、箕面市における直近の一人暮らし世帯数と今後の推計はどのようになっているかお伺いします。また、箕面市の直近の高齢化率、及び高齢者人口、高齢者の一人暮らし世帯数、及び今後についての推計はどのように把握されているでしょうか。分かる範囲でご答弁をお願いいたします。（それぞれご答弁をお願いします）

（答弁1-①-1）

ただいまの中西議員のご質問に対し、ご答弁いたします。

まず、「本市の一人暮らし世帯数」についてですが、令和5年度末時点で、住民基本台帳上、世帯員が1人の世帯は24,889世帯となっています。今後の本市一人暮らし世帯数は、全国の傾向と同様に増加するものと考えています。

次に、「本市の高齢者人口、高齢化率、高齢者の一人暮らし世帯数」についてですが、令和5年度末時点の65歳以上の高齢者人口は35,591人で、高齢化率は25.6%、住民基本台帳上の高齢者の一人世帯数は10,407世帯となっています。

また、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における、令和27年（2045年）の推計では、高齢者数は45,203人、高齢化率は34.4%となっています。高齢者の一人世帯数については推計を行っていませんが、直近の3年間で665世帯増加していることから、引き続き増加傾向が続くと見込まれます。以上でございます。

（1-①-2）

次に、高齢者の単身世帯に関する課題について、お聞きします。

たとえば、同居の家族がいる場合は、病院や買い物など、長距離の移動が必要な場合は、家族が付き添う、または送迎してくれるでしょうが、高齢になり、例えば自家用車が無い場合などの移動には公共交通が頼りになります。また、夫婦、あるいは親子など、同居者がいる高齢者と一人暮らしの高齢者とでは、世帯収入など経済的にも厳しい面があると思われます。とりわけ女性の生涯賃金は男性より低いため、さらに過酷です。このように、単身世帯高齢者の課題を考える時、このほかにも、さまざまな分野にわたる課題があると考えますが、市の見解をお尋ねします。（ご答弁をお願いいたします）

（答弁1-①-2）

「高齢者の単身世帯に関する課題」について、ご答弁いたします。

単身高齢者世帯については、お元気で、ご近所との交流など社会参加の機会を確保されている間は課題は少ないものの、体調の変化などがあった場合に、自身も周囲も気づきにくいという課題があります。

また、心身機能が低下し、さまざまな支援が必要となった場合には、精神的な不安や孤独を抱えやすくなるほか、金銭管理や各種手続きが適切に行えず日常生活の維持が難しくなり、介護施設入居時や入院時の身元保証人が確保できない状況や、死去に伴う手続き等を担う人がいない状況等が想定されます。

また、一般的に女性の場合、現役時代に非正規雇用のため低賃金であったことや、親の介護で離職期間が生じていたことなどを理由として年金受給額が低くなり、高齢期に一人暮らしの女性の生活が成り立ちにくいといった課題などが考え

られます。

以上でございます。

(1-②-1)

② 2点目に「ソロ時代」とよばれる超・孤独社会について質問いたします。

身寄りがない高齢者が増加傾向にあるなかで、医療や介護、地域での取組みが重要になっており、高齢者が一人暮らしでも安心して暮らせる支援体制やまちづくりが求められています。

今や身寄りがなく、行き場を失う人は特別な存在ではなく、誰にでもふりかかる可能性があるのではないのでしょうか。また「家族がいるけれど、いない」というような、家族とは事情があって疎遠な関係のため、困ったときに頼ることができない、というケースも少なからずあるでしょう。総務省によると、2020年のデータでは、頼れる家族がいない「身寄りのない」高齢者は、単身者と子どもがいない夫婦のみの世帯を合わせて58.2%に上るとのことです。例えば、箕面市立病院では、病気で入院する際の保証人がいない場合はどのように対応されているのでしょうか。また同様に民間病院に入院する場合、箕面市ではどのような支援策があるのでしょうか。介護保険制度や総合支援法等の給付対象ではない人への入院時や退院時の支援などは、どのように行われているのでしょうか。

また、昨日の牧議員の質問にもありましたが、例えば賃貸住宅の老朽化により、住まいを退去しなければならなくなった場合、高齢ゆえに新たに賃貸住宅を借りることができないという問題を、私自身も目の当たりしたことがあります。はっきりと高齢者だからという理由で断られたわけではありませんが、いざ契約という段階で年齢を伝えたところ、大家さんから明確な理由は述べられず、やんわりとお断りされ、仲介業者の方も申し訳なくされていました。箕面市では、このような現状について、どのように把握されているのでしょうか。またその場合の支援策としてはどのように対応されているのでしょうか。今後、高齢者等の単身者が増えていく時代にあって、大変、悩ましい問題であると考えています。

また、身元保証ビジネスも急増しており、約400の事業所があるようですが、玉関混交で、身元保証、日常生活支援、死後事務などのサービスにより高齢者を

サポートしていますが、これらは収入に余裕がなければ契約が叶いません。また公が行っているサービスもありますが、このようなサービスが必要な高齢者への支援体制について、これからの時代に公ができることや、さらに強化していかねばならないことについて、市はどのようにお考えでしょうか。

(答弁 1-②-1)

「ソロ時代」とよばれる超・孤独社会」について、ご答弁いたします。

まず、「市立病院で入院する際に保証人がいない場合の対応」についてですが、入院申込時に未収金対策として連帯保証人を求めており、親族等がおらず連帯保証人となられる方がいない場合は、入院患者ご本人のみの申込で受け付けています。

また、「民間病院に入院する場合の保証人」についても、市に相談があった場合は、同様の対応を病院にお願いすることになりますが、退院後の生活支援について相談が入った場合には、地域包括支援センターが、対象者に必要な支援を行っています。

次に、「介護保険制度等の給付対象ではない人への入院時や退院時の支援」についてですが、社会福祉協議会等が実施している家事援助サービスをご案内しています。

次に、「高齢者に対する居住支援」についてですが、高齢者が現在の住まいから転居する場合等に、新たな住まいを見つけることが難しいという状況については、地域包括支援センターや生活困窮者自立支援事業の生活相談窓口に寄せられる相談から把握しています。

大阪府では、民間賃貸住宅の賃貸人や住宅供給公社等の公的賃貸住宅事業者、府、市町村などで構成する「Osaka あんしん住まい推進協議会」を運営し、住宅の確保に関する支援を行っており、同協議会と大阪府が運営する「あんぜん・あんしん賃貸住宅検索システム」では、住まいや協力店を検索できることから、市に相談が寄せられた場合も、同システムを案内するなどの支援を行っています。

このほか、市営住宅の入居募集時に、60歳以上の高齢者世帯に対し当選倍率の優遇措置を設けたり、環境上・経済上の必要性が認められたかたについて養護老

人ホームへの入所措置を行うなどの支援も行っており、今後も、関係部署の連携及び当該協議会への情報提供等により、居住支援の取組を進めてまいります。

次に、「身元保証」についてですが、民間の身元保証サービスについては、単身高齢者の増加などで需要が高まる一方、契約をめぐるトラブルも相次いでいることから、令和6年6月、サービスの健全性を確保し、高齢者が安心して利用できるよう、国の「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」が策定されました。

国は、高齢者等終身サポート事業の利用状況等を踏まえ、成年後見制度等の関係制度の見直し等の検討を進めることとしており、市としては、これらの国の動きを注視するとともに、社会福祉協議会との連携のもと、多様な困りごとを抱える人や家族を包括的に受け止め、引き続き、顔の見える総合相談・支援事業等を通じ、地域における見守りや支え合いの体制づくりの取り組みを進めます。

以上でございます。

入院時の支援について、民間の病院に対してもお願いする、とのご答弁でした。速やかな入院や手術、入院支援など市に相談できるということを、まずはしっかり周知していただくよう、お願いいたします。

また退院後の支援についてはご答弁いただきましたが、入退院時のさまざまな手続きや手配などについてはご答弁がありませんでした。

今後、地域包括支援センターの体制強化なども検討課題にあげていただくようお願いいたします。

なお、社会福祉協議会が実施する家事援助サービスは、支援する側のボランティアさんが見つからなければサービス提供がかないません。安定的なサービスではありませんので、このような日中生活の支援体制についても今後、検討課題に挙げていただきますよう、お願いいたします。

また養護老人ホームは措置入居なので、所得や心身の状況などさまざまな要件があり、ハードルが高いというのが現状であると認識しています。今後、独居高齢者が増えていった場合、希望者がすべて入居できるのか、箕面市だけの問題ではありませんが、これも大きな課題です。

市営住宅募集時の高齢者優遇措置についてご答弁いただきましたが、今年度、市営住宅は2年ぶりに募集をかけたと伺っておりますが、たとえばエレベーターのない住宅などは、高齢者は敬遠するでしょうし、優遇措置があっても倍率は高く、入居のハードルは高い状況です。

(1-②-2)

次に、高齢者（だけに限りませんが）孤独・孤立を防ぐために、地域でできること、についてはどのようにお考えでしょうか。現在、市内において子ども食堂を月1回から数回程度開催する地域が増えてきました。多世代交流型をめざし、高齢者も利用できる子ども食堂はたくさんあります。歩いていける場所に、集いの場を増やすことは大切であると考えますが、地域のボランティア活動を支援する後押しが必要ではないでしょうか。例えば公共施設を利用する際に公益性がある事業であるにも関わらず、今のところは減免措置がない状況です。より多くの開催、参加に向けて、減免制度をご検討いただけないでしょうか。

また家族機能を社会化するまちづくりとして、世田谷区の空き家等の地域貢献活用助成事業として採択された「タノバ食堂」が有名ですが、このような個人や企業が地域貢献を行えるための支援事業を、箕面市でも取り組むことができればと考えますが、併せて、市のお考えをお聞かせください。

(答弁1-②-2)

「子ども食堂に対する公共施設の利用料減免制度」について、ご答弁いたします。

市内の子ども食堂は、令和5年10月に「みのお子ども食堂ネットワーク」を発足させ、現在15か所の団体が加盟しており、情報共有や研修会の開催を実施していると伺っています。

ネットワーク発足前から、市として、「子どもの貧困」の観点から、国府や民間団体から寄せられる子ども食堂支援に関する情報について、市内子ども食堂へ随時情報提供を行うなど後方支援を行ってきました。

昨年度、みのお子ども食堂ネットワークから市に対し運営費の助成等に関する要望があり、市として各団体の状況を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、ネットワーク代表のかたなどから聴き取りを行いました。その結果、

各団体の運営主体や運営手法等のご事情は様々であり、国府補助制度や民間団体からの補助を活用していない団体があることを把握しました。

このため、まずは、市として一律の補助制度を創設するのではなく、既存の国府補助金や民間団体からの補助を活用していただくこととし、市は後方支援として各団体が円滑に申請等の手続きを行えるよう、その支援を徹底して行うこととしました。今後、申請される意向のある団体に対し、申請のサポートを行うことを丁寧にご案内をしていきます。

なお、公共施設を利用する子ども食堂の利用料減免措置についてですが、各施設の設置条例、同施行規則に基づき減免措置を受けられる場合があります。例えば、生涯学習センターや人権文化センターでは、利用料が5割になる減免制度を設けており、実際に減免措置を受けている団体があると聞いています。

なお、個人や企業が地域貢献を行う場合の支援事業については、市社会福祉協議会が、赤い羽根共同募金を財源として実施する「箕面市地域支え合いプロジェクト助成金」や、市立みのお市民活動センターが実施する「夢の実支援金」などがあることから、ご相談があった場合は、適宜案内等に努めてまいります。以上でございます。

子ども食堂の現場の課題については、アンケートをされたということで、現場の声をご存知だと思いますが、子ども食堂を中心的に担っているのは高齢者の方が多いという現状です。市民活動センターの夢の実基金は、1団体が同じ事業で申請できるのは3回までです。また、国や府の支援には食材や子どもの文具などの現物支給がありますが、食材は、大量の冷凍食品など、保管場所に困るため、活用し辛いのです。またこれらを含め、補助金申請には、何より手続きが大変です。事務的なサポートを受けたとしても、そろえなければならない書類や、事後報告の書類など非常に煩雑であるため、尻込みをしてしまいがちです。また、生涯学習センターの会議室等の減免には利用者協議会に入り活動することが条件になっているため、小さな団体など人手が割けない場合などハードルが高くなっています。

是非、現場の声に寄り添い、現実的で実効性の高い市の支援を検討いただきますよう、重ねて要望させていただきます。



なお、個人や企業が地域貢献を行えるための支援事業についてですが、赤い羽根募金を原資とした助成金は、本当にありがたいものですが、支援金だけではなく、企業や個人、団体の取組みについて、世田谷区ではタノバ食堂の取組みを世田谷区民ニュースとして画像と記事を掲載しています。このような具体の取組みを紹介していくことも大事であると考えていますので、よろしくお願いいたします。

(1-②-3)

次に今後、ソロ時代を視野に入れた公共交通やまちづくり、地域における共生社会のありかた、介護人材の育成などをはじめ、多角的に検討するためのプロジェクトなどを、市民参画で立ち上げることなども大切ではないかと考え、提案いたします。これからの時代を乗り切るために、市民協働で考える場を設定するという方向性の1つとして、いかがでしょうか。市のご見解を伺います。

(答弁1-②-3)

「市民参画のプロジェクト」について、ご答弁いたします。

本市では、「顔の見える総合相談・支援事業」において、全14小学校区で年1回「ささえあい推進会議」を開催し、地域で活動する団体や個人など市民参画のもと、地域での困りごとの解決策について話し合いを実施しています。

ささえあい推進会議で出たご意見やアイデアについては、テーマ毎に市民や関係者が参加する取組会議を随時開催し、多角的に検討を重ねており、令和5年度においては、ささえあいステーション職員により住民や事業所を主体とした64件の取組や活動を支援し、中小小学校区の畑を活用した多世代交流による「稲つながり畑」の活動や箕面小校区の障害者事業所との協働による地域交流イベントの開催などの実施につながりました。

今後も、ささえあいステーション職員が必要に応じてコーディネートを行いながら、地域ニーズを踏まえた課題解決に対する取組の実現を進め、地域の支え合い・助け合い体制を構築してまいります。

以上でございます。

年に1回開催されるささえあい推進会議は、もちろんそれなりの意義があると考えており、今後も継続されることを歓迎いたしますが、私は課題を語り合う交流の場ではなく、多角的で専門的な課題について、解決策を見いだすためのプロジェクト会議を提案しております。今後も議論してまいりますので、よろしくお願いいたします。

2) 2項目目として、認知症基本法と箕面市の施策について質問いたします。

(2-①-1)

1つ目に、認知症施策推進計画の策定についてお聞きします。

はじめに、箕面市の認知症の高齢者日常生活自立度Ⅱα以上の数、及び、今後の推計はどのようになっているでしょうか。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、略して認知症基本法が2024年1月1日に施行されました。

認知症基本法は、人権の明記がなされ「全ての認知症の人が基本的人権を享有する」と記されています。個人として認識され、尊重される新しい認知症観が示されました。「患者」ではなく認知症の「人」としてあるのは、医療、つまり治療と予防だけではなく、社会施策の枠組みでの取組みが想定されていると認識しています。住まいやお金なども含めた社会生活全般をどうするか、人権を意識してトータルに考えた施策が求められています。

市町村は推進計画の策定が努力義務となっています。市は「第9期 箕面市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」に、盛り込んだと伺っていますが、新たな取組みや第10期計画に反映させるものも含め、今後の方向性等について、どのように考えておられるでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

(答弁2-①-1)

「認知症施策推進計画の策定」について、ご答弁いたします。

まず、「箕面市の認知症高齢者日常生活自立度Ⅱα以上の人数」については、令和5年度末時点で4,163人となっています。

なお、認知症高齢者日常生活自立度に関する今後の推計は行っていないですが、75歳以上の後期高齢者数が令和8年度までの3年間で約1,750人の増が見込ま

れることから、加齢に伴い進行する認知症のかたについても、増加していくものと見込んでいます。

次に、「市町村認知症施策推進計画の今後の方向性等」についてですが、本市では、令和6年3月に策定した第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「認知症施策推進計画」を包含して策定済みであり、本計画に基づく市の認知症施策として、「認知症になってもできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らすことができる」という「新しい認知症観」の周知や、認知症の人の声を聞く機会としての「本人ミーティングや座談会」、認知症当事者や認知症ではない人など、誰もが気軽に集まり、身近に自分事として認知症について考える「認知症カフェ」、認知症基本法に規定された認知症月間における啓発イベントの実施など、認知症の人の社会参加の機会をつくる取組を進めてまいります。

第10期計画に向けては、認知症基本法及び国の基本計画を踏まえ、市施策における課題及び必要な取組の整理等を進め、次期計画について検討を行う予定です。

以上でございます。

## (2-①-2)

次に、介護と認知症に関わるいくつかの課題について、お聞きいたします。

1点目は認知症ケアパスの進捗についてです。認知症ケアパスとは、認知症の人やその家族が、認知症の進行状況に応じて適切な医療や介護サービスを受けられるよう、支援やサービスの流れ、対応できる医療機関情報などを示した手引きのことです。これまでも、質問してまいりましたが、この作成についての進捗具合は、いかがでしょうか。

2点目は介護職員不足への、実効性のある対策についてお聞きします。介護職についての紹介や職安を通じたイベントは行われていますが、やはり介護職の賃金があまりにも低いことが大きな課題であると考えており、保育士の人材確保策のような取組が必要ではないでしょうか。介護難民を生まないためにも、介護

職員の確保策は重要であり、国への要望も含めて、市の今後に向けたお考えをお聞きいたします。

(2-①-2)

「認知症ケアパスの作成状況」について、ご答弁いたします。

本市では、認知症の早期発見・早期対応の推進を目的に、認知症予備群や軽度認知障害のかたの気づきを促し、利用できる支援やサービスを紹介した「認知症安心ガイド」を作成し、配布してきましたが、認知症がより進行した後についても、その様態に応じた適時・適切な医療・介護等の支援・サービスを案内するため、「認知症ケアパス」の作成を第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に位置づけました。

作成にあたっては、医療・介護の関係者に加え、認知症の当事者やご家族にも意見をお聞きし、「認知症になっても認知症とともに自分らしく、安心して暮らせる地域づくりに一緒に取り組んでいきましょう」というメッセージのほか、認知症の早期発見チェックリスト、発症と進行を遅らせるためのアドバイス、状態像に応じた福祉・医療サービスや支援策、相談窓口などの情報を記載しました。

来年1月に、「みのお認知症ガイドブック」の名称で発行を予定しており、積極的に活用していく予定です。

次に、「介護職員不足の対策」についてですが、介護職員の不足は全国的な課題であり、高齢化が進む中、介護基盤の充実は重要な課題と認識しています。本市では、各事業所連絡会等の協力を得ながら、福祉や介護の仕事に関心を持ち、魅力や働きがいを感じるかたを増やすため、令和5年度からハローワーク等との共催による福祉・介護の仕事紹介のセミナーを実施しているほか、広報紙での特集記事の掲載など、介護人材確保の取組を進めているところです。

また、介護職員の賃金については、従前から市長会を通じて、介護施設職員の処遇改善加算について交付金化するよう要望してきましたが、令和6年度介護報酬改定において、処遇改善加算の強化が実施されたほか、本年度の国の補正予算においても、介護職員の賃上げに活用できる新たな補助金が計上されたことから、引き続きこれらの動きを注視してまいります。

なお、保育士確保対策のような市独自の支援策につきましては、対象者数の違いや財源などの課題があり、現在のところ予定しておりませんが、引き続き他市の取組など、さまざまな手法について研究してまいります。

以上でございます。

(2-①-3)

3点目は、若年性認知症について、お聞きします。

現在、箕面市で把握している人数はどれくらいでしょうか。また、市内での支援体制について、現状及び今後の検討課題についてお聞かせください。

(答弁 2-①-3)

「若年性認知症の人数等」について、ご答弁いたします。

65歳未満で発症する「若年性認知症」については、全国で3.57万人以上いると推計する研究報告があり、これをふまえると本市の人口割合からは40人程度と推計できますが、診断初期において福祉サービスの相談や利用につながる人は少なく、具体の人数や生活状況等については、把握していません。

また、市内の支援体制としては、若年性認知症に関する相談があった場合は、全国からの相談を受け付けている若年性認知症コールセンターを、必要に応じて紹介するとともに、具体の介護サービス利用等については、お住まいの地域の地域包括支援センター及び市地域包括ケア室が連携し対応します。

今後の課題としては、若年性認知症のかたがいつでも気軽に集える居場所づくりや働く場づくりと考えており、関係機関とも連携し、課題解決にあたってまいります。

以上でございます。

今後の課題解決に向け、是非よろしく願いいたします。

(2-①-4)

また4点目に、補聴器購入助成について伺います。

難聴と認知症の関わりは、いまや周知のところであるといえます。今日では補聴器も多様になっており、それぞれの人に合った器具を選ぶことや、補聴器は眼鏡とは異なり、買ってすぐによく聞こえるようになるわけではなく、聞こえに慣れるには数か月かかるとも言われています。購入後数回は補聴器店に通い、音量や音質などの再調整を重ねることが必要であると言われていたますが、購入や調整には多額の費用がかかることもあり、低所得層にはハードルが高いともいえます。補聴器購入費助成についての市の検討状況についてお聞きいたします。

(答弁 2-①-4)

「補聴器購入費助成」について、ご答弁いたします。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度については、全国的な課題であり、国の制度として検討されるべきものと認識しており、市長会等を通じ制度創設について国へ要望しているところです。

以上でございます。

(2-②-1)

② 次に、認知症関連条例について、お聞きします。

認知症に関する施策を推進することを目的とする条例で、2024年9月末時点で、24の自治体が制定しています。(関西では、神戸市、草津市、河内長野市、京丹後市、明石市、富田林市「認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例」などが制定済)

たとえば大府市の認知症に対する不安のないまちづくり条例をはじめ、府内では富田林市でも認知症条例を制定し、様々な事業を予算化し、施策を推進しています。

認知症関連条例を策定している先進市への聞き取りはどのようにおこなっておられるでしょうか？

また認知症条例は、先進市での取組みではワーキング等を市民参画で進めながら策定されています。現状では、認知症条例を策定する予定はない、とのことで

すが、先進市の事例研究などについては、どのようにお考えでしょうか。

(答弁 2-②-1)

「認知症関連条例」について、ご答弁いたします。

本市では、いち早く認知症基本法の理念を取り入れた第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び認知症施策推進計画に基づき、既に様々な認知症施策を推進しており、認知症関連条例を制定する予定はありませんが、先進自治体の取り組みについては、施策検討を進める上で、必要に応じ、適宜聞き取り等を行う考えです。

以上でございます。

(2-③-1)

次に、地域共生ケアのまちづくりに向けて、先進市の取り組みを紹介しながら質問いたします。

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりについて、富田林市では認知症高齢者等個人賠償責任保険事業をおこなっています。

また例えば認知症の人が踏み切事故を起こした際の損害賠償事件などを支援するために、神戸市では損害賠償を住民税(均等割り)で市民負担を求めることを含めた条例を制定しています。小さな自治体では難しい側面がありますが、国に対する要望等はいかがでしょうか。

またとても参考になる他市の取り組み例として、墨田区の「認知症かるた」や、認知症の人の就労支援として町田市ではデイサービスで車の洗車を行い、対価が得られるなどの取り組みをおこなっているとのことです。

また「認知症未来共創ハブ」は、日本医療政策機構の認知症プロジェクトですが、認知症のある方の思いや体験、知恵を中心に、認知症のある人、その家族や支援者、地域住民、医療介護福祉関係者、企業、自治体、関係省庁及び関係機関、デザイナー、学生、研究者らが協働し、「認知症とともによりよく生きる未来」を目指す活動体です。

本人の声を起点に、出会い、学び合う場をつくり、さらに幅広い関係者と共に、

サービス・商品の開発や改善、地域づくり、行政の施策づくりを一步ずつ進めているとのこと。このような当事者や家族、地域、自治体や企業、研究者などが一体となって取り組めるような体制が構築できれば、未来のまちづくりに活かせるのではないのでしょうか。箕面市はさまざまな大学や企業との協定を結んでいますので、さらにそれぞれが連携できる体制などが組めないものかと考えますが、いかがでしょうか。これも今後の方向性の一つとして、可能性や調査研究の有無などについてお伺いいたします。

また大阪市旭区では認知症の啓発映画を、区民参加型の短編映画「『大丈夫』～住みなれた旭区で暮らしていけるように～」を制作し、各地で上映会を開催しています。この映画は認知症当事者も出演しており、行政と市民の手作りで制作されたと聞いています。このような取組みを、是非箕面でも取り組めないでしょうか。

以上、市のお考えをお聞きいたします。

(答弁2-③-1)

「地域共生ケアのまちづくり」について、ご答弁いたします。

まず、「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」についてですが、認知症当事者が、他人に怪我を負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、本人や家族が損害賠償責任を負った場合に備え、一部の自治体では、その負担軽減策として、民間保険を活用した事故救済制度を導入しています。

しかし、「保険料が安価で比較的加入がしやすい賠償責任保険の費用を、市町村が負担すべきか」「費用負担の公平性の観点から、認知症の人に限定すべきか」といった課題も指摘されています。

本市では、現在のところ、本制度を導入する考えはありませんが、他市とともに大阪府市長会を通じ、社会全体で支える公的な仕組みとして、認知症事故リスク救済制度を創設し認知症対策の強化を図るよう、国へ要望しています。

次に、「当事者や家族、地域等の関係者が、一体となって取り組む体制の構築」についてですが、本市では、既に認知症サポート医、かかりつけ医、地域包括支



援センター、居宅介護支援事業所及び介護保険サービス事業所、認知症家族会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が一堂に会し、市の認知症施策や、医療・介護・福祉の連携等について意見交換を行う場を定期的で開催しており、引き続き関係機関との連携を密にし、協議検討を行う考えです。

次に、「市としての啓発の取組等」についてですが、本市では、認知症の正しい知識の普及・啓発として、市認知症地域支援推進員が中心となり、地域包括支援センターの医療職等と協力しながら、認知症サポーター養成講座や認知症啓発イベント等を実施し、幅広い啓発活動に取り組んでいます。

また、本年9月の認知症月間においては、啓発イベント「みのおオレンジフェア 2024」を初めて企画し、「認知症と早期受診の重要性」をテーマにした医師の講演会、本市と連携協定を締結する企業等による血管年齢測定や骨密度測定、認知症当事者や認知症ではない人が集まり、身近に自分事として認知症について考える場である「認知症カフェ」、地域包括支援センター職員による個別相談会などを実施したところ、約160名の参加がありました。参加者へのアンケート結果では、「今後もイベントを継続してほしい」「病院を受診して不安を解消できることを知った」「新しい情報を知ることができて、有意義だった」などの声がありました。このほか、図書館での認知症関連書籍の特集コーナーの設置や、公用車への認知症月間のマグネットシールの貼付などもあわせて実施するなど、認知症に対する啓発も行いました。

今後も、他市の取り組み事例を研究するとともに、引き続き、地域包括支援センターをはじめとする地域の関係者と意見交換しながら、さらなる普及・啓発等に努めてまいります。

以上でございます。

今日は、これからの時代、とりわけ2040年問題といわれる社会について、必要な体制、地域やまちづくりについて、一緒に考えていきたいという思いで、課題提起をさせていただきました。

先日、22日の朝日新聞には、日本総合研究所が国立社会保障・人口問題研究所

の人口推計や国勢調査を分析した結果、2050年には子どものいない独居の高齢男性が500万人超えになり、そのうち、子どもも配偶者もないのは400万人を超える、いずれも現在から倍増するという推計を発表したという記事が載りました。社人研の「生活と支え合いに関する調査」(2022年)によると、「日ごろのちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいないと答えた独居の高齢男性世帯は23.1%、これは独居の女性世帯の3倍以上となっているそうです。

また、日本少額短期保険協会が先日発表した「孤独死現状レポート」によると、孤独死は83.5%を男性が占めているとのことでした。

若者・現役世代と高齢者世代を対立させるのではなく、これからの時代を多世代協働で豊かなものにしていきたいと考えています。

また、このような課題と合わせて、たとえば、多世代が暮らせるシェアハウスについても、これからニーズが高まるのではないかと考えていますので、機会を見て提案していきたいと考えています。

認知症の取組について、市は色々取り組んでいただいたと思いますが、介護人材の件は、介護難民を生まないために、煩雑な事務処理が求められる処遇改善加算の事務処理の問題など改善策を国に求めていくなど、よろしく願いいたします。

認知症と伴に生きる「地域共生ケアのまちづくり」は、支え合いの仕組みを多様な人や世代がどのように協働できるか、ということだと思っておりますが、そのためには、地域で暮らす人々が自分ごととして、楽しく参画できる仕掛けがあればと考えており、そのような取組みをしている先進市の事例を紹介させていただきました。

条例を市民や当事者が参画してつくることの意義を受け止めていただき、あらためてご検討いただきますよう要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。